平成２７年（フ）第２２号
福井市浄土寺町21―12、商業登記簿上の本店所在地福井市浄土寺町21号52番地の１
破産者　川西木材有限会社
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２９号
松江市東出雲町下意東738番地10
破産者　安達　徹朗
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７７号
岡山市北区横井上116番地２　タウンハウス津高Ｂ棟
破産者　久山　玉美
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５６号
岡山市中区東川原278番地の１
破産者　有限会社レインボー
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５７号
岡山市中区東川原278番地１グローバル原尾島702
破産者　竹野　　博
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１号
鹿児島県霧島市隼人町真孝322番地２
破産者　株式会社アキラ住設
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第９６１号
千葉市稲毛区小仲台６－２－７富士ビル
破産者　株式会社オレンジワークス
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１５号
千葉県船橋市夏見６丁目11番１―206号
破産者　齊藤　秀弘
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１６号
千葉県船橋市夏見６丁目11番１―206号
破産者　齊藤　幸子
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２７２号
千葉県習志野市実籾１丁目11番25―301号
破産者　飯島　伸次
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９２２号
千葉市若葉区若松町361番地24
破産者　石村　京子
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９８号
千葉県船橋市中野木２丁目31番５号
破産者　有限会社プラネック・トレーディング
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８４号
千葉県東金市東金1260番地
破産者　株式会社加利屋
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第５５０号
大阪府岸和田市箕土路町２丁目13番24号
破産者　株式会社ドリームカンパニー
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
奈良県北葛城郡上牧町服部台５－３－１レインボー西大和１Ｆ
破産者　株式会社庵ｓｔｙｌｅ
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１１７０号
札幌市東区東苗穂６条２丁目13番25号
破産者　株式会社トータルライフ
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９８号
埼玉県熊谷市新堀1150番地35
破産者　有限会社ヴァイスブラウレジデンツ
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２９２号
埼玉県行田市持田２丁目18番17号
破産者　株式会社アドバンウェーブ
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３１０号
埼玉県熊谷市銀座２丁目80番地フレンドヴィラ西田101
破産者　株式会社ビーネット
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２０２１号
川崎市川崎区殿町１丁目13番14号
破産者　長尾工業株式会社
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５５号
神奈川県鎌倉市由比ガ浜１丁目４番30号
破産者　株式会社食のデザイン
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０７号
長野県安曇野市穂高6540番地３
破産者　有限会社イナヤ物産
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部